

皆さんが、医療機関で受診し支払った自己負担額が、同一の医療機関で1ヵ月に25,000円を超えた場合は、「一部負担金払戻金」や「家族療養費附加金」という附加給付が共済組合から支払われます。しかし、自己負担分が助成される公費負担医療などの該当者は、公費の給付を優先させ、共済組合からは支給しない給付調整をしています。

公費負担医療とは、主に次のようなものがあります。

## 公費負担医療

こんな場合はお届けください

### 共済組合に届け出が必要な公費

#### 1 都道府県及び市町村が実施しているもの

- 老人医療費助成事業など高齢者に対する福祉医療給付
- 心身障害者医療費助成事業など障害者に対する福祉医療給付
- 母子医療費助成事業など母子家庭に対する福祉医療給付
- 乳幼児医療費助成事業など乳幼児に対する福祉医療給付

### 共済組合に届け出る必要がない公費

#### 2 国が実施しているもの

- 感染症法による適正医療・命令入所
- 精神保健および精神障害者福祉に関する法律による入院医療・通院医療
- 身体障害者福祉法による更生医療
- 生活保護法による医療扶助

など

#### 3 都道府県または政令指定都市が実施しているもの

- 特定疾患治療研究事業による給付
- 小児慢性特定疾患治療研究事業による給付

など

①に掲げる公費は、共済組合への届け出が必要です。組合員や被扶養者が①の助成事業に該当し、届け出がまだの方や届け出後変更のあった方は、所属所共済事務担当課へ申し出てください。

ただし、乳幼児医療費助成事業は、居住地の助成対象年齢に該当していれば、給付調整をしていますので、所得が限度額を超えて対象外になった場合は、不該当の届けが必要です。

また、不該当の届け出後、所得が下がって助成対象になった場合は、該当の届けが必要です。医療機関から提出されるレセプトに記載されている情報をもとに、調査等をしていますので、ご協力をお願いします。

## メンタルヘルス相談

ご利用あない

組合員および家族の健康づくりを目的として、メンタルヘルス相談を下記のとおり行っています。

### メンタルヘルス相談をご利用になれる方

奈良県市町村職員共済組合の組合員およびその家族  
(被扶養者および同居するご家族)

### 相談員

「ハートランドしぎさん」に勤務する臨床心理士

### 相談場所

財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん

### 利用方法

利用者本人が、相談予約専用電話で臨床心理士に直接、相談日時の予約をしてください。  
受付時間：午前9時から午後4時まで【日・祝祭日および年末年始（12月30日～1月3日）を除く】

相談予約専用電話

**0745-72-5307**

予約した日に、カウンセリング室で組合員証または、組合員被扶養者証を提示してから、メンタルヘルス相談を受けてください。※カウンセリングの際、医師の診察および診断は行いません。

### 相談時間

受付時間内で1回につき60分以内

### 費用負担

相談料は共済組合が負担 ※ただし、1人同一内容につきカウンセリングは、3回以内を限度とします。

### 実施期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの期間

### プライバシー

個人情報保護法を遵守し、相談員は、相談者のプライバシーを厳守し機密を保持します。